

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成26年6月6日提出

現在地に関する比較評価項目・基準・配点についての意見

現在地及び5候補地の比較評価が現在進められておりますが、とくに現在地の評価について大きな疑問を感じます。

例えば、評価項目の一つに掲げられている地域住民の日常生活への影響について、2次審査では300mや100m以内に住宅・学校・病院が在るか否かだけの評価です。3次審査では全く取り上げられていません。はたしてこれで良いのでしょうか。私は大きな疑問を感じます。

現在地は他の5地区と異なり住宅密集地に近く多くの高層マンションや高層ビルに囲まれているために、煙突の高さは先の9住区計画案では130m、またH14年7月に策定された現在地の更新計画案でも130mとなっています。

煙のダウンドラフトと呼ばれる現象を防ぐ煙突の高さは周辺建物高さの2.5倍(タクマ環境技術研究会編ごみ焼却技術)を必要とすると、現在地では150m以上必要となりそうです。以上のことから現在地の煙突高さを少なくとも130m以上と想定した時にでる諸問題点を以下に記しますので、これらの事項も考慮の上将来に禍根を残すことのない比較評価をしていただくよう要望します。

記

1、現在地の煙突に高光度航空障害灯を設置する場合の問題点

高さが60m以上の煙突では特例措置を除き航空障害灯を設置するか又は赤白のダンダラ模様塗装するかどちらかの処置が必要です。航空障害灯設置の場合、設置位置は昼間の白色灯では2分割、夜間の赤色灯では3分割の位置のため(例 松戸和名ヶ谷清掃工場 高さ125m)、現在地に近い高層マンションに住む住民にとって最も視角に入り易い位置となります。

昼間の白色灯のフラッシュは子供の健康や精神への影響を与える懸念から和名ヶ谷では、5km圏内の住民と承諾書を締結しています。テレビ画面で白色フラッシュの点滅を禁じているの

もこれと同じ理由のようです。現在地は和名ヶ谷以上にこの影響を受けやすい状況下ですので、このことを考慮した比較評価を是非行っていただきたい。

2. 航空標識灯を設置しない場合について

このケースの場合、煙突高さとし最小辺(又は直径)比を10対1以上にすることが必要で、見学したふじみ衛生組合ではこの方式を採用しています。

高さが130mとすると、最小辺(又は直径)は13m以上となります。

これを処理能力300T/日の和名ヶ谷煙突(四角形でTopの最小辺6.4m、底辺9.7m、H125m)と較べると最小辺が2倍以上の太い煙突となります。処理能力約1/2(156T/日)規模の次期施設計画で、このような巨大煙突を、当市の表玄関ともいえる中央駅傍に建設することが景観上や経済性面から見て本当に問題ないのか良く考慮の上評価をしていただきたい。町の中心地区の駅傍にこのような巨大煙突建設の事例があれば教えていただきたい。

3. 煙突高さについて

煙のダウンドラフトを避けるための煙突高さは周辺建物の約2.5倍と云われている。(出典前記) 豊島清掃工場(池袋)の煙突高さはサンシャインビルを考慮して210m。都内で最も高い

煙突ですが、近くに1/2.5以上の高さのビルが建ったことから、排煙による熱風の影響問題が生じているとも聞きました。平成12年度に当組合が行った130mの煙突での「大気の汚染に係る環境基準値」の予測結果が国の目標値を達成していないことや周辺建物高さの比が1/2.5以上あることを考えると、煙突高さのさらなる上積みが必要となる恐れもあり、これらの懸念も良く考慮していただきたい。

4. 現在地以外の他の5候補地について

他の5候補地では、近隣に高層建物がないために航空障害灯が不要な60m以下で対応可能なことから上記1~3の問題が生じる恐れはなく、長所として評価していただきたい。

以上

印西市木刈在住 津島 孝彦